

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

環境影響評価書案に対する都民の意見及び事業段階関係市長である青梅市長からの意見、近隣県市長である飯能市長の意見の件数は、表に示すとおりである。

表 意見書等の件数

意見書等	件数
都民の意見書	2件
事業段階関係市長の意見	1件
近隣県市長の意見	1件
合計	4件

都民の主な意見と事業者の見解の概要

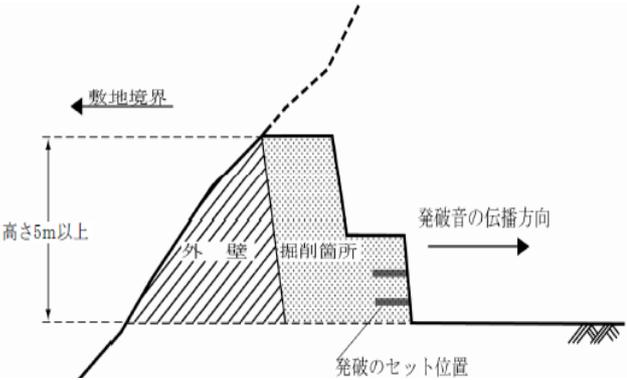
環境影響評価書案に対する都民の意見と、それに対する事業者の見解の概要について述べる。

【項目】1.1 予測及び評価(1) 大気汚染	
意見の内容	事業者の見解の概要
<p>ダンプ出荷台数 評価書案の概要P28自動車交通量現地調査(24hs)では、村尾組のダンプは260台とあります。青梅市との協定で一日最高台数は117台となっており2倍以上の調査結果です。採石以外の搬出などが含まれるのかもしれませんが、積み荷は違ってダンプが通過することによる問題は同じはずで、下記にある地域住民意見でもトラックの問題が一番多く、常にトラブルの原因となっています。事業所を出入りする全てのダンプ数を内容別に示すなど、運搬に関してより分かりやすく明記して下さい。</p>	<p>自動車交通量現地調査の結果における、(株)村尾組のダンプトラックの数260台は往復の延べ数を計数しており、搬出台数は130台になります。 なお、調査日は、13台(往復延べ26台)が超過となったため、積荷をせず空車のまま事業所でUターンしたためです。 今後とも、青梅市との「採石事業の公害防止に関する協定書」の台数を厳守いたします。</p>

【項目】1.1 予測及び評価(2) 騒音・振動	
意見の内容	事業者の見解の概要
<p>騒音・振動の現地調査 評価書案の概要 P31、『(3) 調査結果 イ.a. 発破騒音』 S-1(500m地点)、S-2(530m地点)では発破騒音は確認できなかった。 評価書案の概要 P33、『(3) 調査結果 イ.b. 発破振動』 S-1(南側敷地境界)、S-2(南側最寄民家)では発破振動は確認できなかった。 いずれも騒音・振動が確認できなかったという調査結果だが、より離れているS-4 最寄民家では実際に発破サイレンの直後に ドツカーン という爆発音と</p>	<p>測定方法については、発破騒音は「環境騒音の表示・測定方法」(JIS-Z-8731)に準拠し、発破振動は「発破振動測定指針」(昭和51年、日本鉱業会爆破振動に関する研究委員会、物理探鉱技術協会土木物探研究会)に準拠しましたが、今回の調査結果ではいずれも影響が確認されませんでした。 影響が確認されなかった理由は、発破騒音・振動の影響を低減するため、現在は発破方法を段発発破としていること、現在の発破地点と調査地点が約500mと十分に離れていたことが考えられます。</p>

<p>ともに震度 2 強ほどの騒音と振動が感じられます。来客者は「今のは地震？」とたびたび質問をされるほどです。評価書には明記無いが、爆発に伴う空振も相当な大きさで、ガラス面が振動とともに大きく揺れ、割れるのではないかと思われるほどです。これまでの事業所の東側で行われていた掘削による影響がこれだけあり、今後西側に新規掘削が始まった時の影響は計り知れません。</p> <p>また隣接民家でも新築してさほどたない時期に瓦屋根の大きなずれが見られ、瓦の上に相当量の石灰が積もっており、これを見た瓦職人が驚いていたと。</p> <p>このように遠い S-4 地点で実際に発破に伴った実被害を感じているにもかかわらず、現地調査では確認できなかった！！測定値ナシ？という報告は、調査の信ぴょう性を疑わざるを得ません。</p>	<p>なお、本事業の拡張が西側民家に接近する際には、試験発破の実施や発破方法及び採掘方法の改善等の適切な措置を講じながら実施し、環境への影響を低減するよう事業を進めて参ります。</p>
<p>騒音と振動</p> <p>評価書案の騒音・振動レベルの予測値はいずれも基準値ギリギリもしくはそれと同値となっています。発破振動レベル 60dB、重機騒音レベル 50dB はいずれも基準と同値。その他の工場騒音 49dB・道路交通騒音 64dB と、ほぼ基準値ギリギリで値は超えていないとしながらも、測定条件によってはオーバーしていることが予想されます。これに噴煙やダンプの法定違反など他の要素が重なり、心的にはより大きな影響が発生しているはずです。</p> <p>予測値の最大がいずれも基準値の 90% 以下に収まるように事業の改善を望みます。</p>	<p>騒音・振動の低減を目的として、既事業において現在実施している、採掘時の段発破の実施、低騒音・低振動型の機械の導入、破碎、選別機を建屋で囲む、出荷時の過積載の嚴重チェック等の対策を含めた環境保全措置を今後も継続して行い、騒音・振動の低減に努めます。</p> <p>さらに、事業の実施中及び事業の完了後においては、東京都環境影響評価条例に基づき適切に事後調査を実施し、予測結果を検証するとともに、環境に著しい影響を及ぼすおそれがある場合は、必要な措置を講じます。</p>
<p>ダンプトラックの走行騒音</p> <p>騒音に関して、朝 5 時前のダンプカーの走行騒音対策をお願いしたい。</p> <p>夜間の騒音 53dB に関して、この地域の早朝は、カジカ蛙の鳴声と川のせせらぎしかない静かな山村である。しかし 6 時の出発順番待ちの為に度々朝の 3 時～5 時に睡眠を破るガタピシと走行するダンプカーは、道路沿いの住民の安眠妨害となっている。のどかで静かな自然だけが宝ものの地域ですので、住民の生活環境の特性に配慮した、早朝 5 時前の走行を止めるなど、常識的な騒音対策をお願いしたい。(騒音具体例：H24 年 7 月 4 日早朝 3 時半から 5 時までに少なくとも 10 台以上の空ダンプが工場方向に走る。また、最近では早朝 5 時前の 3 時半頃から走行することが度々ある。)</p>	<p>道路交通騒音の発生源となるダンプトラックの出荷台数は、「採石事業の公害防止に関する協定書」の台数を厳守します。</p> <p>幹線道路のため通過車両による影響を排除できませんが、(株)村尾組の関係車両については、早朝における走行車両を減らすよう努力すると共に、日常監視や運転者講習会などを通じて、ダンプトラックの走行速度(40km/h以下)指導を徹底し、沿道住民への配慮の注意喚起など、走行騒音の低減に努めます。</p>

【項目】1.1 予測及び評価(3) 地形・地質	
意見の内容	事業者の見解の概要
<p>地質・地形 事業域は秩父古生層が連なり他地域ではこれらの古生層に貴重な化石も確認されたと聞きます。評価書ではそれらの調査は行わないのでしょうか。</p>	<p>事業地域周辺において、天然記念物や地域的に保全の対象とされるもの等、学術上、景観上特に配慮しなければならない特異な地形・地質は確認されておりません。 また、既事業における掘削時にもそのようなものは確認されておりません。</p> <p>秩父古生層：先駆的な地質的研究の中で、関東山地秩父地方を模式地として命名され、日本各地に多産する同時代と考えられた地層の通称として使われたが、現在はその主要部が中生代のものと判明している。なお、事業区域周辺の地質区分は、ジュラ紀(中世代)の北部秩父帯の成木層にあたる。</p>
<p>土砂災害の危険性 評価の結論 4.地形地質には「土地の安定性の変化の程度は軽微であると予想」とあります。しかし、本事業の拡張区域周辺はたびたび落石があった場所で、発破の振動・掘削による地盤変化により更なる災害が心配されます。近年頻繁に耳にするゲリラ豪雨の発生などで軽微な地質の変化でも大きな土砂災害につながる事が予想されます。 最寄り民家 S-4 の北側斜面は東京都の土砂災害ハザードマップ・土砂災害警戒地域に指定されており、急傾斜地崩壊 205001-K056 と土石流 205001-D028 の危険性があることが地図でしめされています。実際 35 年ほど前に急傾斜地崩壊 205001-K056 のすぐ西側斜面は大雨により土砂崩れをおこし、幸いにも人的被害はありませんでしたが車道一面土砂が覆い封鎖されました。そして小さな落石もたびたび発生し、直径 1m ほどの落石で S4 民家の山側壁面を貫通し屋内に落石が飛び込んできたこともあります。 事業区域外ですが、500m ほど西側の慈眼院手前の斜面でも 2 年前に土砂崩れがあり車道を封鎖したことがあり土砂災害が頻繁に起きている地域となっています。このように実被害がたびたび発生している地域であり、「危険性は軽微である」とはとても思えません。近年発生している集中した大雨を想定するなど、より詳しい調査と防災対策が望まれます。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、既事業において実施している以下の環境保全措置を今後も継続して行うと共に、民家に近い区域における採掘についても、環境への影響が生じないように措置を講じ、災害防止に努める計画としています。</p> <p>< 斜面の安定性並びに落石・転石防止 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「採石技術指導基準書」(平成 15 年版 経済産業省資源エネルギー庁) 採掘区域と残留緑地の境界部分約 5m は、隣地の崩壊を防止するため立木伐採後に地形は改変せず根株を残す保全区域(回復緑地)とし、必要に応じて植栽を行い、斜面の安定性を図ります。 ・掘削面の残壁の傾斜は、同基準に基づく 75°以下よりも厳しい基準の 60°以下(残壁上部は 35°以下)とし、採掘した岩盤の風化部が想定よりも深部まで及び採掘面に出現する場合には、採掘面の傾斜を緩くする等の処置を講じます。 ・雨水流出による侵食を防止するため、山腹水路及び横断水路の整備を行い、排水路には勾配をつけ適切に集水し、洪水調整池・沈砂池(既設、仮設、本設)で処理する等、排水計画に基づき適切に処理し、土地の侵食防止及び周辺への濁水流出を防止します。 ・事業地内を定期的に巡回し、落石・転石の危険が生じた場合は、落石防止ネットやしがら柵を設置すると共に、既事業において実施している環境保全措置を今後も継続して行い、地滑り、崩落、落石等を防止します。

	<ul style="list-style-type: none"> これらの措置により土地の安定性を確保し、ゲリラ豪雨の発生等に対しても、事業地周辺の安全性を確保します。 <p>< 民家に近い区域における措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 民家に近い区域では、発破・採掘する際は極力ベンチ高さを小さくし、発破・採掘規模を小さくします。 発破面を民家側へ向けないようにし、掘削は高さ 5m 以上の外壁が残る様、内側から掘削を行います（図 4-1 民家に近い区域での発破状況）。 実施にあたっては、試験発破の実施や発破方法及び採掘方法の改善等の適切な措置を講じながら行います。  <p>図 4-1 民家に近い区域での発破状況</p>
--	--

【項目】 1.1 予測及び評価（4）水循環	
意見の内容	事業者の見解の概要
<p>水環境</p> <p>S-4 民家の西側に成木川にそそぐ小川があり、この民家では以前から生活用水として利用してきました。市の水道が通った後も日常的に使用しています。拡張域はこの川の上流部に当たり森林の伐採・掘削により河川の水が損なわれ、そこから水を引くことが出来なくなる恐れがあります。</p>	<p>対象流域は掘削の進行に伴い沢の東側の森林の伐採が行われますが、採掘区域と残留緑地の境界部分約 5m は、「採石技術指導基準書」（平成 15 年版 経済産業省資源エネルギー庁）に基づき、立木伐採後に地形を改変せず根株を残す保全区域（回復緑地）とし、必要に応じて植栽を行うことで地下への浸透を促します。</p> <p>掘削による水循環への影響予測結果においても、一時的に表面流出するものの、地下への浸透量がほとんど変わらないこと、対象流域に対する改変面積が小さいことから、水循環への影響はほとんど無いと予測しています。河川流量の変化はごく僅かであることから、地下浸透量がほとんど変化していないと考えられます。</p> <p>このように、地下浸透量がほとんど変化しないことから、対象流域への影響は小さいと考えています。</p> <p>なお、対象流域は、現状で平時に沢水の流</p>

	<p>下が確認できておらず、かれ沢であると考えられますが、利用に支障が生じる場合は、必要に応じて適切な措置を講じます。同様に、周辺民家の井戸で井戸枯れ等の障害が発生した場合は、事業者の井戸から給水することにより対処します。</p>
--	---

【項目】 1.1 予測と評価（5）水質汚濁、水循環、生物・生態系（成木川の水環境）				
意見の内容	事業者の見解の概要			
<p>成木川の水環境 水質、水環境、生物・生態に関して、成木川における採石に伴う環境の変化を数量的な増減も加えた評価指標として調査・監視し、採石に伴う影響が発生した場合は、対策を講ずることをお願いしたい。</p> <p>評価の指標として「著しい影響は及ぼさないこと」を満足すると考えるとしているが、渇水期の水量、生息水生生物が減少しているなども見られ、元々いたカジカ蛙、カジカ、スナメ、ヤマメ等の数量的な減少変化が進んでいる。減少の別条件としては、護岸工事や、鴨、鶺鴒、青鷺などの採石とは異なる条件もありますが、生物の存在の有無判断には、数量的な増減も加えた評価指標を取っていただきたい。</p> <p>(1) 調査・監視項目 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">流水量（特に渇水期）</td> <td style="width: 30%;">水質汚濁</td> <td style="width: 40%;">水生生物（カジカ蛙、カジカ、スナメ、ヤマメ、またその餌となる生物）</td> </tr> </table> </p> <p>(2) 調査・監視箇所 場内の水の放流箇所から上流・下流それぞれ 1km 以内の定期的調査及び測定に適する箇所で行う。</p> <p>(3) 調査及び測定 上流・下流の比較と経年的な比較変化、その変化要因があれば明らかになるような調査を行う。</p>	流水量（特に渇水期）	水質汚濁	水生生物（カジカ蛙、カジカ、スナメ、ヤマメ、またその餌となる生物）	<p>成木川における水生生物の数量的な変化は、成木川流域全体の森林動態（林分の発達や伐採に伴う雨水涵養機能や蒸発散量の変化等）や、河川の物理的構造の変化（壁面のコンクリート化等）、天候（降水量の年変動等）、生物間の種関係、河川利用者による人為など、広域の様々な影響要因が考えられます。</p> <p>現地調査において、付着藻類についてはコドラート法による定量採集調査(5地点)、魚類及び底生動物については、任意採集による捕獲(魚類は計測後全て放流)及び任意確認法による調査(5地点)を実施しております。</p> <p>本事業においては、事業区域内からの土砂、汚濁水を適切に集水・処理することにより、放流口からの放流に伴う成木川への影響は、事業着手以前とほぼ同様に維持されます。また、プラント施設の設置エリアが周辺地盤より低く、局地的な豪雨時の緊急的な遊水機能も備えていることから事業区域外へ濁水が溢れるおそれはありません。事業区域を含む流域についても、事業着手前とほぼ同様の水環境の機能（流量）が維持されるため、本事業により水生生物の繁殖、種組成、現存量等に与える影響はほとんどないと考えております。</p> <p>また、事業の実施中及び事業の完了後においては、東京都環境影響評価条例に基づき、事後調査を実施し、予測結果を検証するとともに、本事業の実施により環境に著しい影響を及ぼすおそれが生じた場合は、環境の保全について必要な措置を講じます。なお、事後調査では、ご意見を頂いた水生生物、流量、水質汚濁等、予測・評価を行った調査項目を選定します。</p>
流水量（特に渇水期）	水質汚濁	水生生物（カジカ蛙、カジカ、スナメ、ヤマメ、またその餌となる生物）		

【項目】1.1 予測と評価(6) 廃棄物	
意見の内容	事業者の見解の概要
<p>廃棄物 砕石製造工程で発生する脱水ケーキは全て事業域内で活用、発生量は300,000m³とあります。かたや同社の五日市工場・平成19年評価書案の廃棄物についての記載で「脱水ケーキは成木工場に埋土材として搬出」との明記あります。五日市工場からは何がどの程度の数量搬入されるのでしょうか？</p>	<p>「No.258 株式会社村尾組五日市工場採石拡張事業」(東京都環境影響評価条例に基づく手続き；平成20年11月環境影響評価書提出、平成20年12月着工届け提出)については、脱水ケーキは五日市工場内で全て処理する計画としており、成木工場への搬出は行っておりません。</p>

【項目】1.1 予測と評価(7) 温室効果ガス																													
意見の内容	事業者の見解の概要																												
<p>温室効果ガス 評価の結論には「評価の指標を満足する」とあり、伐採される森林と同程度の緑地化をすることにより維持されると理解します。評価書案P8にある経年の事業計画の地図で示された、黄色部分・平坦地の面積は20年後では膨大な面積になると予想され、数値では明記ありませんが2倍以上と見られます。これだけの平坦地の拡大が温暖化に大きく影響すると思われ、再度検討をお願いします。</p>	<p>着手20年後における緑地は、事業区域の57.14%を確保します。このうち、緑地面積の変化は、2.28haの減少であり、最小限に留める計画としております。</p> <p>表4-2 着手20年後の緑地面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>緑地区分</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残留緑地</td> <td>22.09ha</td> </tr> <tr> <td>未伐採林</td> <td>1.31ha</td> </tr> <tr> <td>回復緑地</td> <td>0.94ha</td> </tr> <tr> <td>植栽緑地</td> <td>4.79ha</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>29.13ha</td> </tr> <tr> <td>事業区域50.98haに占める緑地率</td> <td>57.14%</td> </tr> </tbody> </table> <p>表4-3 緑地面積の増減</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>緑地区分</th> <th>面積</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伐採予定樹林</td> <td>5.98ha</td> <td>-5.98ha</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">植栽緑地</td> <td>着手20年後</td> <td>4.79ha</td> </tr> <tr> <td>現況</td> <td>1.09ha</td> </tr> <tr> <td>緑地面積の増減</td> <td></td> <td>-2.28ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、事業の実施中におけるCO₂排出量削減対策(低燃費型建設機械・設備の利用、搬入搬出車両・建設機械のアイドリングストップ、消灯の敢行等)を実施するとともに、成木工場は、東京都における「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」における大規模事業所に該当するため、当制度に則り第一計画期間である2010～2014年度に基準年度(原則2002～2007年度までのいずれか連続する3ヵ年度平均値)比6%のCO₂排出量の削減を行います。</p>	緑地区分	面積	残留緑地	22.09ha	未伐採林	1.31ha	回復緑地	0.94ha	植栽緑地	4.79ha	合計	29.13ha	事業区域50.98haに占める緑地率	57.14%	緑地区分	面積	増減	伐採予定樹林	5.98ha	-5.98ha	植栽緑地	着手20年後	4.79ha	現況	1.09ha	緑地面積の増減		-2.28ha
緑地区分	面積																												
残留緑地	22.09ha																												
未伐採林	1.31ha																												
回復緑地	0.94ha																												
植栽緑地	4.79ha																												
合計	29.13ha																												
事業区域50.98haに占める緑地率	57.14%																												
緑地区分	面積	増減																											
伐採予定樹林	5.98ha	-5.98ha																											
植栽緑地	着手20年後	4.79ha																											
	現況	1.09ha																											
緑地面積の増減		-2.28ha																											

【項目】1.2 選定しなかった環境影響評価の項目(1) 土壌汚染	
意見の内容	事業者の見解の概要
<p>< 建設発生土の受け入れ(土壌汚染) ></p> <p>廃棄物等の堆積又は埋め立てに関して、採石跡地への建設発生土の搬入及び廃土・廃石に伴う今後への環境・安全面の維持管理対応をお願いしたい。</p> <p>建設発生土搬入埋め立てにおいては、環境汚染を伴う搬入物はないか。</p> <p>山積による土砂は、最近の異常気象にも想定対応した流失崩壊等の災害への安全が保たれているか。</p> <p>五日市工場以外からの埋土材搬入について計画がされているか？</p> <p>すでに残土などの受け入れが行われており、それに伴うダンプの増加なども耳にします。搬入されたものは基本的に再度出されることは無く、そこに汚染物が混じていた場合は半永久的に汚染が続くこととなります。ダンプ搬入台数と搬入される廃棄物についての実態と詳細な計画の開示を願います。</p>	<p>、建設発生土の受け入れ¹については、(株)村尾組 成木工場では、株式会社建設資源広域利用センター(UCR)²と協定を締結し、土質等の受け入れ条件が適合する建設発生土を東京活用土協同組合経由で受け入れています。</p> <p>建設発生土の搬出側には土質区分毎、かつ同一土質区分で5,000m³毎に1回の土壌汚染調査を義務づけており、受け入れ時には調査結果の確認を行っております。さらに、(株)村尾組 成木工場では、年2回の水質検査を実施しております。したがって、活用する建設発生土が土壌汚染の原因とならないと考えております。</p> <p>なお、上記理由から、土壌汚染項目は環境影響評価項目に選定しておりません。</p> <p>現在、建設発生土の受け入れは、約20台/日です。</p> <p>1) 建設発生土の活用：『東京都建設リサイクル推進計画』(平成20年4月、東京都)における戦略の一つに挙げられており、「建設発生土は採石等の採石跡地の復元用材等に活用し、自然再生に寄与することに努める」ことが推進されています。</p> <p>2) UCR：首都圏で大量に発生する建設発生土のリサイクル推進を目的として首都圏の自治体等の出資により設立されています。</p> <p>事業地内に仮置きしている土砂は、安全な勾配で堆積させています。</p> <p>仮に異常気象が発生した場合、周辺への流出については場内が周辺に対して低いいため、事業地周辺の安全性は確保されると考えます。また、作業員は速やかに避難するため作業員の安全性は確保されています。</p>

【項目】1.3 その他(1) 事業計画について	
意見の概要	事業者の見解の概要
<p>拡張計画について</p> <p>本拡張事業において周辺地域への環境悪化は避けられず、地域住民へのさらなる負担が予想されるために本事業には反対です。</p> <p>これまでに村尾組からの地域住民に誠意ある説明が今までになされていたとは感じられません。平成23年末に事業計画を作成した時点でこのような計画があることを真っ先に説</p>	<p>拡張事業にあたっては、東京都環境影響評価条例に基づき、事業実施段階環境影響評価を実施しております。</p> <p>平成23年12月には、事業計画の策定、地域概況調査、環境影響要因の抽出、調査手法の選定、予測及び評価手法を検討し、これらの内容を環境影響評価調査計画書(以下、「調査計画書」として取りまとめ、平成24年1月19日~28日に公示・縦覧されました。</p>

<p>明するのは最低の義務であるはずで す。少なくとも直接影響が及ぶ評価 書の地図に記載のある最寄り民家 に対してはより丁寧な説明があつて しかるべきでした。にもかかわら ず地域住民への説明は評価書案が 開示された後の6月15日の成木市 民センターでの説明会が最初でし た。あまりにも遅く、本計画につ いて出来る限り公表せず問題が 明るみに出ないよう進めようとし る意図が見受けられます。そのた め本評価書の内容の信ぴょう性にも 疑いを掛けざるをえず、ひいて は事業主である村尾組を信頼する ことができない状態です。</p>	<p>平成24年5月には、東京都知事 の意見、調査計画書に対する都民 の方々や関係市長の意見書を踏 まえて、環境に及ぼす影響につ いて具体的な予測・評価を行い、 これらの内容を環境影響評価書 (案)として取りまとめました。 環境影響評価書(案)は、公示・ 縦覧(平成24年6月1日~7月2 日)されるとともに、説明会を 平成24年6月13日、15日に 飯能市南高麗地区行政センター、 青梅市成木市民センターの2箇 所で、2時間ずつ開催しました。 また、条例に基づく説明会の他 にも、個別説明を随時行っており ます。</p>
--	---

【項目】1.3 その他(2)跡地利用	
意見の内容	事業者の見解の概要
<p>跡地利用 平成5年の評価書の事業は20年11 月に終了予定であり、仮に本拡張 がなされない場合にはどのような 跡地利用を検討しているのでは しょうか。「地域住民と共に検討 」としているようですが、このよ うな提案があったという話はこ れまで聞きません。事業の継続 を基本としているため跡地利用 は具体化していないのかもしれ ませんが、これまでの開発で既に 40ha以上の面積があり、特殊な 地形をしている土地の利用が簡 単に決められるはずがありません 。利用方法によっては二次的な 公害も予想され早急な跡地利用 の検討と開示をお願いします。 具体例として残土の受け入れ地 としての利用がありますが、この 場合は上記廃棄物でも記したよ うに、搬出以外の新たなダンプ の出入りによる公害と汚染残土 の搬入などが心配されます。</p>	<p>具体的な跡地利用については、 事業完了時期が先であることから、 現時点において詳細な計画を策 定しておりませんが、事業の完 了前に、「青梅市長期総合計画」 を踏まえて、青梅市等を交えて、 地域に貢献できるように当該地 域に適した利用計画を検討した いと考えております。</p>

事業段階関係市長の意見と事業者の見解の概要

環境影響評価書案に対する事業段階関係地域市長である青梅市長の意見と、それに対する事業者の見解の概要について述べる。

【項目】2.1 青梅市長の意見と事業者の見解	
意見の内容	事業者の見解の概要
<p>(1) 大気汚染</p> <p>「大気汚染」については、樹木の伐採、採掘区域の拡張等に伴い、採掘作業や風等によって事業場内から発生する粉じんの発生様態の変化および量の増加が憂慮される。粉じんの発生様態の変化および量の増加の有無ならびにこれらの対策について明記されたい。</p> <p>また、現況を悪化させることのないよう、常に監視し、環境基準を遵守するよう対応されたい。</p>	<p>事業の実施中における採掘作業の重機台数及び稼働時間、粉じんの発生源となる施設及び関連車両は現況と変わらないため、粉じん発生の変化の程度は少ないと考えます。</p> <p>また、既事業において実施している以下の粉じん防止対策を今後も継続して実施していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 破碎、選別機は建屋で囲みます。 ・ 集塵機及び散水装置を設置します。 ・ シュート落とし口及びベルトコンベアはカバーで囲みます。 <p>なお、事業の実施中及び事業の完了後においては、東京都環境影響評価条例に基づき事後調査を実施し、予測結果を検証するとともに、環境に著しい影響を及ぼすおそれがある場合は、必要な措置を講じます。</p>
<p>(2) 騒音・振動</p> <p>「騒音・振動」については、十分な監視を行うとともに、発破振動および道路騒音に関しては、周辺住民の環境に配慮するため、さらなる対策をお願いしたい。</p> <p>また、ダンプトラックの運行に伴う騒音、振動防止のため、協定台数および安全運転の厳守、運転者の交通安全教育を徹底願いたい。</p>	<p>既事業において実施している以下の発破騒音・振動の低減対策を今後も継続して実施していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民家に近い区域での発破は、一回あたりの火薬量を減少させます。 ・ 発破方法は、段発発破とし、発破音の影響を低減させるよう発破間隔の秒差を調整します。 ・ 民家に近い区域では、発破面を民家側に向けないようにします。 ・ 発破する際は、極力ベンチ高さを小さくし、発破規模を小さくします。 <p>また、発破箇所が民家に接近する際には、試験発破の実施や発破方法及び採掘方法の改善等の適切な措置を講じながら実施し、環境への影響を及ぼすことがないよう事業を進めていきます。</p> <p>さらに、既事業において実施している以下の出荷ダンプトラックによる道路交通騒音・振動の低減対策を今後も継続して実施していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出荷ダンプトラック 1 台ごとに、計量して過積載を厳重にチェックします。 ・ 出荷ダンプトラックの台数は、「採石事業に伴う公害防止に関する協定書」に定められた台

	<p>数を厳守します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転者講習会を年 2 回開催し、運転者の交通安全教育を徹底します。 ・ 日常監視や運転者講習会などを通じて、ダンプトラックの走行速度（40km/h 以下）指導を徹底します。
<p>(3) 水質汚濁</p> <p>「水質汚濁」については、放流水によって河川の浮遊物質量を増加させることのないよう対処するとともに、定期的に監視されたい。</p>	<p>放流水及び採石用地内の雨水等によって成木川の水質(浮遊物質量)に影響を及ぼすことがないように適切に対処します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 砕石の製造工程で発生する汚濁水は回収を行い、泥分を重力沈殿させ、処理水は再び砕石製造工程及びタイヤの洗浄に循環利用するため、成木川へ放流しません。 ・ 事業区域内で発生する雨水による土砂及び濁水は、排水計画及び排水系統計画に基づき集水され、洪水調整池・沈砂池に集水(工場敷地周辺の雨水は場内汚水槽に集水)され、流量を調整すると共に土砂やシルト分を除去します。さらに、機械処理(シックナー)で清水化します。 ・ 調整池等は、2ヶ月に1回点検を行い、必要に応じて浚渫を行います。 ・ 平時(無降雨時)は、成木川へ放流しません。降雨時のみ上述の過程を経て清水化された上水のみ成木川へ放流します。 <p>また、事業の実施中及び事業の完了後においては、東京都環境影響評価条例に基づき事後調査を実施し、予測結果を検証するとともに、環境に著しい影響を及ぼすおそれがある場合は、環境の保全について必要な措置を講じます。</p>
<p>また、台風等の大雨による事業区域からの土砂、濁水等の流出防止に努められたい。</p>	<p>台風等の大雨に加え、近年の異常気象による局地的な豪雨に対しては、成木川及び成木街道に隣接する工場敷地の地盤を約 5m 掘り下げてプラント等を設置しており、約 54,000 m³の雨水を滞水させる緊急的な対処が可能な構造としております。</p> <p>また、既事業において実施している以下の環境保全措置を今後も継続して実施し、土砂、濁水等の流出防止に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地管理計画に基づき残留緑地を確保するとともに、回復緑地や植栽緑地を設けて緑地を回復し、降雨の涵養を可能な限り保ちます。 ・ 洪水調整池・沈砂池は 2ヶ月に1回点検を行い、必要に応じて浚渫を行います。

<p>(4) 地形・地質</p> <p>「地形・地質」については、地滑り、崩落、落石等の防止に関して、定期的に監視するとともに、天災等の事態も考慮の上、対応されたい。</p>	<p>事業地内を定期的に巡回し、落石・転石の危険が生じた場合は、落石防止ネットやしがら柵を設置すると共に、既事業において実施している以下の環境保全措置を今後も継続して行い、地滑り、崩落、落石等の防止に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採掘区域と残留緑地の境界部分約 5m は、「採石技術指導基準書」(平成 15 年版 経済産業省資源エネルギー庁)に基づき、立木伐採後に地形は改変せず根株を残す保全区域(回復緑地)とし、必要に応じて植栽を行い、斜面の安定性を図ります。 ・採掘した岩盤の風化部が想定よりも深部まで及び採掘面に出現する場合には、採掘面の傾斜を緩くする等の処置を講じます。 ・雨水流出による侵食を防止するため、山腹水路及び横断水路の整備を行い、排水路には勾配をつけます。
<p>(5) 生物・生態系</p> <p>「生物・生態系」については、環境保全の措置に関して、残壁の緑化について実施するかどうかと、その方法についても明確に記載されたい。</p>	<p>残壁、犬走り部の植栽については、犬走り部では、採掘の進行に伴い発生した良質な表土を客土として活用して植栽基盤を整備し、積極的に緑化を行い速やかに樹林の回復を行います。残壁については、採掘計画における採掘面の傾斜が急傾斜(60度)であること、また露岩であることから、植栽は困難ですが、既事業における残壁では、残壁面の凹凸に表土が堆積し、飛来種子等からの侵入・発芽による先駆性植物の生育がみられており、本事業においても原則として自然遷移に任せる計画としています。なお、残壁上部(傾斜 35～45 度)では種子の播種及び有機質資材の利用を検討し、適切な緑化に努めます。</p>
<p>(6) 景観</p> <p>「景観」については、街道沿いからの景観に関しても激変のないよう十分配慮されたい。</p>	<p>以下の環境保全措置を行い、早期緑化による周辺の自然環境との調和を図り、景観の変化を最小限に留めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立木の伐採は最小限に留めます。 ・最終残壁を速やかに確定し、犬走り部等については採掘に伴い発生する良質な表土を客土として植栽基盤を整備し、在来種等の苗木植栽及び吹付けによる植栽を行い順次緑化していくことにより、周辺の樹林に調和した景観を速やかに形成します。

近隣県市長の意見と事業者の見解の概要

環境影響評価書案に対する近隣県市長である飯能市長の意見と、それに対する事業者の見解の概要について述べる。

【項目】3.1 飯能市長の意見と事業者の見解	
意見の内容	事業者の見解の概要
<p>< 災害防止について > 事業計画を逸脱し土砂災害の起因となることがないように配慮すること。</p>	<p>既事業において実施している以下の環境保全措置を今後も継続して行い、災害防止に努めます。</p> <p>< 事業計画・採掘方法 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・採掘は経年土地利用計画に基づき実施し、採掘に先立ち行う立木の伐採範囲は最小限に留めます。 ・採掘方法はより安全な方法とし、既事業区域で実施している方法と同様に露天階段採掘法を採用します。 <p>< 斜面の安定性並びに落石・転石防止 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「採石技術指導基準書」(平成 15 年版 経済産業省資源エネルギー庁)に基づき、採掘区域と残留緑地の境界部分約 5m は、立木伐採後に地形は改変せず根株を残す保全区域(回復緑地)とし、必要に応じて植栽を行い、斜面の安定性を図ります。 ・採掘した岩盤の風化部が想定よりも深部まで及び採掘面に出現する場合には、採掘面の傾斜を緩くする等の処置を講じます。 ・雨水流出による侵食を防止するため、山腹水路及び横断水路の整備を行い、排水路には勾配をつけます。 <p>事業地内を定期的に巡回し、落石・転石の危険が生じた場合は、落石防止ネットやしがら柵を設置することにより、落石・転石を防止します。</p>
<p>< 通行車両の安全配慮について > 工事車両や運搬車両の通行は道路交通法等の法令を順守するとともに、交通安全対策に配慮すること。また、車両の通行による騒音・振動で生活環境を悪化させないように配慮すること。</p>	<p>工事車両や運搬車両の通行は道路交通法の法令を順守し、日常監視や運転者講習会などを通じて交通安全対策を実施すると共に、既事業において実施している以下の環境保全措置を今後も継続して行い、出荷ダンプトラックの騒音・振動の低減に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出荷ダンプトラック 1 台ごとに、計量して過積載を厳重にチェックします。 ・運転者講習会を年 2 回開催し、運転者の交通安全教育を徹底します。 ・日常監視や運転者講習会などを通じて、ダ

	<p>ンプトラックの走行速度（40km/h 以下）指導を徹底します。</p>
<p>< 水環境について > 調整池等の適切な維持管理を行い、大雨等の際に汚濁水が事業地内から流出し河川に流入することのないように配慮すること。</p>	<p>事業の実施に伴い、雨水及び砕石の製造工程において採石場内に発生する汚濁水については、排水計画に基づき適切な措置を行い、事業区域からの放流水及び採石用地内の雨水等によって成木川の水環境に影響を及ぼすことがないよう配慮します。</p> <p>また、調整池等は、2ヶ月に1回点検を行い、必要に応じて浚渫を行います。</p> <p>なお、近年の異常気象による局地的な豪雨に対しては、成木川及び成木街道に隣接する工場敷地の地盤を約 5m 掘り下げてプラント等を設置しており、約 54,000 m³の雨水を滞水させる緊急的な対処が可能な構造になっております。</p>